

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 金子

勉

大間木蕨線	路線名
川口市大字芝字宮根三九〇八番一地从先から 同市大字芝字宮根三九〇八番一地先まで	供用開始の区間
令和二年十月三十日	供用開始の期日
平成二十六年八月十二日付け埼玉県さいたま 県土整備事務所長告示第六号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長一六・二四メートル	備考